

## 管理用紙（起案文書）

年 度	平成30年度	文書番号	教高 第1174号
受 領 日		起 案	高等学校課 高等学校／生徒指導グループ 主査 多幡 浩乙 (電話番号：)
起 案 日	平成 30年 4月 5日		
決 裁 日	平成 30年 4月 5日		
施 行 日	平成 30年 4月 5日		
処理期限	平成 年 月 日	公 印	公印不要
分類記号	S-00-00	校 合	
簿冊番号	92-1	保存期間	長期(35年)
簿冊名	訴訟関係		
公開用 簿冊件名	訴訟関係		
保存満了日	令和 36年 3月 31日		
文書題名	平成28年(ワ)第3126号 損害賠償請求事件の陳述書等の提出について		
公開用 文書題名	平成28年(ワ)第3126号 損害賠償請求事件の陳述書等の提出について		
決裁 関与者	倉橋 秀和 [教総務／広報・議事グループ] [課長補佐] 高取 秀夫 [教総務／広報・議事グループ] [主査] 向畦地 昭雄 [教育振興室] [室長] 綱代 典子 [高等学校課] [課長] 笠井 博 [高等学校／生徒指導グループ] [課長補佐]		
関係者	北野 恵 [教総務／広報・議事グループ] [一般職員等] 濱崎 年久 [高等学校課] [参事]		

	標記の件について、次案のとおり大阪地方裁判所あて提出してよろしいか。 お伺いします。																
伺い文																	
添付文書情報	<table> <thead> <tr> <th>添付文書名</th> <th>種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府_証拠説明書_乙29~32【案】.rtf</td> <td>電子</td> </tr> <tr> <td>大阪府_人証申請_林講師【案】.rtf</td> <td>電子</td> </tr> <tr> <td>(清書) 0405大阪府対 [ ] 陳述書 太田教諭.docx</td> <td>電子</td> </tr> <tr> <td>大阪府_陳述書_清水教諭.doc</td> <td>電子</td> </tr> <tr> <td>大阪府_陳述書_小野教諭.doc</td> <td>電子</td> </tr> <tr> <td>(清書) 0405大阪府対 [ ] 陳述書 古井教諭.doc</td> <td>電子</td> </tr> <tr> <td>大阪府_陳述書_林講師【案】.doc</td> <td>電子</td> </tr> </tbody> </table>	添付文書名	種別	大阪府_証拠説明書_乙29~32【案】.rtf	電子	大阪府_人証申請_林講師【案】.rtf	電子	(清書) 0405大阪府対 [ ] 陳述書 太田教諭.docx	電子	大阪府_陳述書_清水教諭.doc	電子	大阪府_陳述書_小野教諭.doc	電子	(清書) 0405大阪府対 [ ] 陳述書 古井教諭.doc	電子	大阪府_陳述書_林講師【案】.doc	電子
添付文書名	種別																
大阪府_証拠説明書_乙29~32【案】.rtf	電子																
大阪府_人証申請_林講師【案】.rtf	電子																
(清書) 0405大阪府対 [ ] 陳述書 太田教諭.docx	電子																
大阪府_陳述書_清水教諭.doc	電子																
大阪府_陳述書_小野教諭.doc	電子																
(清書) 0405大阪府対 [ ] 陳述書 古井教諭.doc	電子																
大阪府_陳述書_林講師【案】.doc	電子																
施行先	大阪地方裁判所																
施行方法	Eメール																
備考																	

平成28年(ワ)第3126号 損害賠償請求事件

原告 [REDACTED] 外1名

被告 大阪府

証拠申出書

平成30年4月6日

大阪地方裁判所

第25民事部 合議2係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 俵 正 市



同 井 川 一 裕



被告指定代理人

大阪府職員 多 幡 浩



同 東 尾 茂 宏



同 高 取 秀 夫



同 北 野 恵



1 人証の表示

〒547-0026

大阪市平野区喜連西2-11-66 大阪府立東住吉総合高校内

証人 林 智子（尋問予定時間15分程度、同行）

2 証明すべき事実

本件の [REDACTED] 君と男子生徒Aとのピンタをしあう問題事象が生じたときの授業の状況等。

3 尋問事項

- (1) 本件の [REDACTED] 君と男子生徒Aとのピンタをしあう問題事象が生じたときの授業の状況等
- (2) その他本件に関連する事項

以上

平成28年(ワ)第3126号 損害賠償請求事件

原告 [REDACTED] 外1名

被告 大阪府

証拠説明書 (乙第29~第33号証)

平成30年4月6日

大阪地方裁判所

第25民事部 合議2係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 俵 正 市

同 井 川 一 裕



被告指定代理人

大阪府職員 多 帆 浩 乙

同 東 尾 茂 宏

同 高 取 秀 夫

同 北 野 恵

書 証 番号	証拠の標目	作成日	作成者	立証趣旨等
29	陳述書（原本）	平成30年 4月5日	太田憲央	本件の[ ]君と男子生徒Aとのトラブルに関する事情聴取及び指導の経過、本件高校教員の[ ]君に対する対応に違法はないこと等。
30	陳述書（原本）	平成30年 4月5日	清水耕介	同上
31	陳述書（原本）	平成30年 4月5日	古井成知	同上
32	陳述書（原本）	平成30年 4月5日	小野恵智子	同上
33	陳述書（原本）	平成30年 4月5日	林 智子	本件の[ ]君と男子生徒Aとのトラブルの発生時の授業の状況等。

## 陳 述 書

平成 30 年 4 月 5 日

大阪地方裁判所 第 25 民事部 合議 2 係 御中

大阪府立成美高校

教諭 太田憲央



1 私は、平成 25 年 4 月 1 日に大阪府公立高等学校教員として任用され、平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで大阪府立東住吉総合高校（以下「本校」といいます）で勤務していました。

そして、私は、本校で、平成 25 年度から生徒指導担当を分掌するとともに、本件の生じた平成 27 年度には、[ ] 君の所属していた 1 年 2 組の担任をしておりました。

なお、平成 27 年度の生徒指導主事は古井成知教諭であり、1 年次の生徒指導担当として、私の方か、清水耕介教諭、三辻亮平教諭が担当しておりました。同年度の 1 年次の学年主任は小野恵智子教諭でした。

2 平成 27 年 5 月 15 日（金）の 2 時間目、1 年 2 組の教室で林智子講師による英語の授業が行われていた中で、[ ] 君と男子生徒 A（以下「A 君」といいます）とのトラブルが生じました。

3 私は、その日の午前は、生徒指導室当番で、校舎 1 階の生徒指導室で、生徒指導事案が生じたときに対応するため待機していたのですが、2 時間目途中の午前 10 時過ぎに、芝田崇弘教諭（1 年 2 組副担任）から電話で、1 年 2 組の教室でトラブルがあり、今から小会議室で事情聴取を行うので、来てほしいことなどを連絡してきました。本校では、生徒指導事案が生じたときは、生徒指導担当の教員に連絡をとり連携・対応することになっているため、教務部である芝田教諭は、生徒指導部の私に応援を求めてきたものです。（同窓会室と小会議室は、1 年次職員室の近くにあり、いずれも校舎 3 階にあります。

[ ] 君からの事情聴取を行った小会議室は、入り口が狭い通路状態になっていて、少し奥まったところに 10 人くらいが入る部屋があるので、静かな環境であるとともに、窓もあって明るい風通しの良い部屋です。）

私は、すぐに小会議室へ向かいました。

途中、校舎 2 階の事務室前で、清水教諭と会いました。清水教諭は、A 君から事情を

聴取して、同窓会室を出たとき（A君は同窓会室に残していました）、1年次職員室前に芝田教諭と■君がおり、■君を小会議室に入室させようとしたのですが、小会議室の鍵が閉まっていたため、事務室へ鍵を取りに来ていたのです。

私は、清水教諭から、A君が「■君から一方的に殴られたので■君を殴り返した」と言っているということを聞きながら、一緒に小会議室へ行きました。

4 そして、清水教諭と私は、■君を伴って小会議室へ入りました。

その後私は、いったん同窓会室の方へ行き、A君から事情を聴取しました。そうすると、A君は、清水教諭の言っていたとおり、「■君から一方的にピンタをされたので、■君にやり返した」と言っておりました（乙14号証のメモ参照）。

それから、私は、小会議室へ行き、■君に対する事情聴取に加わりました。そのとき、芝田教諭に対して、同窓会室にA君が一人でいて、トイレに行きたいなどと1年次職員室へ来る可能性があるので、1年次職員室で待機しておいてほしいと要請し、芝田教諭は小会議室を出ていきました。

そして清水教諭と私が■君とやりとりした結果、■君は、「何も言わずに、後ろからA君の頭部を右手で軽くたたいたが、無視されたので、左手で同生徒の襟をつかんで左斜め後方に引っ張り、A君を座席に座らせようとした。しかし、A君はこれを無視して、隣の女子生徒Bと話を始めたので、再度、A君の襟をつかんで左斜め後方に引っ張り、座席に正しい姿勢で座らせようとした。その際、A君が自分の方へ振り向いたので、何も言わずに、右手の平で同生徒の左頬を強くピンタをした。A君は呆然としていたが、A君が滑稽に見えて自分がにやにや笑ったとき、自分の左頬を右手の平でピンタし、立ち上がって自分の胸元を右手でつかんで引き寄せ、そのため、自分が椅子からずり落ちるようにして、床に尻もちをついた」等と話しました。

5 そうすると、■君もA君も、清将君の方が先にA君に対し手を出したことで一致したので、私たちは、「なぜ■君が先に手を出すようなことをしたのか」を聞きました。そうすると、■君は、「じゃああっていた延長で手を出した」などと言っていましたが、じゃああっていたという状況の説明はなく、また、■君に「普段からじゃああうような関係なのか」と聞くと、■君は「A君とは、5月の校外学習のときに話をしたか、今日初めて話をしたかという状況である」と言い、A君との接触がほとんど全くなかった状況であることも述べていた状況であり、■君の発言は納得できませんでした。

私たちは、A君が中学校時代に課題があったことをその保護者から聞いていた一方、■君は真面目な生徒であるという印象を持っていたことから、A君が■君に嫌がらせなどをし、■君がそれに怒ってA君に対しピンタをするなどしたのではないか、そして、いじめ被害者によく見られるように、■君はそのことを言いだしにくい状況にあるのではないかなどと推測しながら、■君に対しA君に手を出した理由を聞いたの

ですが、■君は「じゃああっていて手を出した」という発言を繰り返しました。■君が「さっきまでA君に話を聞いていたのですよね?それならお察しの通りです」と発言したときに、清水教諭が「自分の口で事情は説明しないといけない。なぜなら、一つは、自分にも手を出した事情、言い分があるはずなのに、説明がないと自分だけが悪いことになる。相手が悪いかもしれないのに相手の言い分だけで自分から説明しないと相手の都合よく終わってしまうからだ。もう一つは、どういう理由にせよ手を出したなら、それは悪いことなので、それについての反省は説明することが初めの一歩になるからだ」と指導したりもしたのですが、■君は「じゃああっていて手を出した」との発言を繰り返すばかりでした。

(なお、そのやりとりの途中で、清水教諭が■君に対し「A君に対してどういうふうに手を出したのか」と聞いたとき、■君が「じゃあ失礼します」と言って、清水教諭の方へ向き、手を振り上げ、本気でビンタをするような格好をして、非常に驚いた場面もありました。)

私たちは、同窓会室へ行き、A君に対して、■君との関係性を尋ねましたが、A君も「今日殴られたあとに初めてしゃべった」と言っており、■君とA君の接触がこれまでに無かったことで■君と一致していました。

私たちはA君に対し「先に■君が殴ってきたというが、どうして殴られたと思うか」と尋ねましたが、A君は「分からない。むしろこっちが教えてほしい」などと言っており、「A君の方から何か仕掛けたということはないのか」と尋ねても、A君は「そういうことはない」と断言していました。

私たちは、■君のいる小会議室とA君のいる同窓会室を3、4回行ったり来たりして事情聴取しましたが、■君は「じゃああっていた延長で手を出した」と言い、A君は「突然殴られた」と言い、両者の言い分が一致しないまま変わらないという状況でした。

6 このようにして■君がA君に対し先に手を出した理由がわからない状況で行き詰まってしまいましたが、私たちが小会議室を出たとき、清水教諭が私に、さきほど■君から出身中学が真住中学校であると聞いた、それで思い出したのだが、清水教諭がその年度(平成27年度)の本校入学生の出身中学校を訪問して生徒指導上の情報を収集する担当として、真住中学校を訪問したことがあるが、そのとき、強すぎる正義感を持っているためにいわゆる不良グループの生徒とトラブルを起こした生徒がいるという話が出ていた、ということを話され(ただし、中学校の教員は、指導したことによって、今後はそういうトラブルを起こすことはないだろうということだったそうです。)、その強すぎる正義感を持つ生徒というのが清将君のことではないだろうか、A君はふだんから授業中に私語をして騒がしいところがあるので(とはいっても、教員が注意をすれば、私語などはやめる生徒でしたが)、■君がA君のそのような態度を嫌悪してビンタした

のではないかということを言わされました。

そこで、(私たちは)同窓会室へ行き、A君に対し、■■君からピンタされる前の授業中の言動を確認したところ、A君は、右隣の女子生徒Bの方に、席に座った状態で体を乗り出して、女子生徒Bの手を握っていたこと、女子生徒Bが他の女子生徒と課題の教えあいをしていて、「勉強しているから待って」と言ったため、女子生徒Bの手を握ったまま、黙って待っていたこと、女子生徒Bは以前にA君と交際していた相手であり、A君が手を握ってくるのを嫌がっていたことなどを話し、A君が授業中に女子生徒の手を握るなどの不適切な行為をしていましたことを認めました。

その頃には午前10時45分頃くらいになっていたと思いますが、私たちは小会議室へ行き、■■君に対し、「A君に対して授業中に腹が立つことがあったのか」と聞きました。■■君は、「それはない」と言いつつ、「ただ、ダメだろうと思うことがあった」と言いました。私たちが「それは何か」と聞くと、■■君は「A君が授業中にしゃべっていること、授業中に立ち歩いていること、授業中に女子の手や足を触っていること、この三点について授業中にするべきでない行為としてダメだろうと思った」と応えました。そして、清水教諭が「そのことがA君を殴った原因か」と聞くと、■■君は「そうです」と応え、ここで、ようやく■■君の方が先にA君に手を出した理由がわかりました。

■■君は、私たちとやりとりをする中で、「中学の時から素行の悪い生徒とこういうことが何度かあった。またしてしまった」と言っていたので、私たちは、「授業中にうるさくしているクラスメイトに静かにするよう注意することは良いことだ」と■■君の行動を評価しつつも、「しかし、そういう場合は口で注意するとか、担任や教科担当者に相談等するべきであり、暴力で制止するべきではない。例えば、先生も酔っ払いが他人に迷惑をかけていても、自ら手は出さない、交番へ行って警察官に対応してもらうようにする、そういうことと同じことだ」「殴るようなことは絶対にしてはいけない」などと指導しました。

7 なお、■■君がA君をピンタする前に振り向いたA君が■■君に向かって何か言ったかどうかについて、■■君は「何か言わされた気がする」と言い、A君は「何も言っていない」と言っていて、両者の発言が食い違っていたので、私たちは同窓会室と小会議室を何度も行き来して、その点についても事情聴取しましたが、その点は、発言が食い違ったまま、事実の確定はできませんでした。

8 こうして、■■君がA君に対しピンタした状況やその理由・経過などがわかり、事象の把握ができたことから、私は生徒指導室へ「振り返りシート」の用紙を取りに行き、清水教諭から■■君へ振り返りシートを渡して、これを作成するよう指示しました。

本校では(大阪府立高校の多くもそうだと思いますが)、生徒指導事案が起きたときは、生徒指導担当の教員らが関係生徒から事情聴取をして事象を把握した後に、問題行動の

あつた生徒に対し、「振り返りシート」を書かせるようにしています。振り返りシートは、甲3号証のシートであり、生徒が質問項目を順に回答していくことにより、自分が何をしたのか、その行動等の何が問題であるのか、何を反省しなければならないかなどを整理させ、自己反省させるようになっているものです。そして、この振り返りシートを書き終わると、生徒の頭の中が整理されるので、今度は自分自身の自由な言葉や構成や思いで反省文を書かせることにしています。そして、生徒指導担当が反省文を読んで、口頭で聴取した内容と齟齬がないか、生徒指導担当が聴取できていなかつた新しい事実が出ていないかなどをチェックし、特に問題がなければ、それをもつて事情聴取を終了したものとして、補導委員会にかけ、懲戒処分や特別指導の実施について協議することになっています。(生徒に書かせた反省文は、上述のような事実関係のチェックに使用するほか、懲戒処分などを通じて指導を実施した後にあらためて書かせる反省文と比較して、当該生徒の反省の深まり具合などを判断するのにも使用します。)

そして、私は [ ] 君に対し、振り返りシートの作成などについて何か聞きたいことがあるときやトイレ等に行きたいときには、1年次職員室に声をかけるように指示し、小会議室を退出しました。トイレに行くときに職員室に声をかけるように指示するのは、本校では、[ ] 君に限らず、別室で指導中の生徒については、他の生徒がからかうなどして心情を害されたり反省を妨げられたりしないようにするため、トイレに行くときにも教員が一緒にいて行き、保護することにしているためです。

他方、同窓会室にいるA君に対しても、清水教諭が、振り返りシートを書くこと、何か聞きたいことがあるときやトイレ等に行くときは、1年次職員室に声をかけることを指示しました。

9 午前11時45分頃、三辻教諭が小会議室と同窓会室へ行き、[ ] 君とA君それぞれに対し、反省文の用紙を渡し、振り返りシートを書き終わったら、同シートに書いたことをもとに反省文を書くように指示しました。

10 その後、私が小会議室へ[ ] 君の様子を見に行ったところ、振り返りシートの回答欄があまり埋まっていませんでした。そのため、私が[ ] 君に対し「わからないところがあるのか」と聞くと、[ ] 君は「『自分は、これから何をどうしなければならないと思いますか?』という質問項目が分からぬ」と応えました。私が振り返りシートを見ると、その質問項目に対する記載が、「同じような事を起こさないように・・・」で止まっていたので、「どうするか考えてみ?」と言うと、[ ] 君は「人と関らないようにする、ですかね?」「人と接しなければトラブルも起こらないじゃないですか」と言いました。それに対し、私が「A君は同じクラスやし、これから体育祭や文化祭もあるんやで。人と接しないで、高校生活を送ることができるか? そうじゃなくて、この部屋に呼ばれているのは何をしたからや?」と聞くと、[ ] 君が「ビンタをしたこと」と応えたので、私

が「そうやな、注意することは良いことやけど、ピント以外の方法はなかったか?」と言ふと、■■君は「口で言ふ…。僕はダメですね…」と独り言のように言いました。これを聞いて、私は■■君が今後どうすべきであるのか(人に対し注意をする場面があれば、ピントをするのではなく、口頭で注意をしたり教員を通じて注意をしたりすべきだということ)を理解したものと思い、「どうしたらよかつたか、考えてみてみ」と言って小会議室を退室しました。

11 その後、午後0時30分頃、私が小会議室へ行くと、■■君の振り返りシートが完成されていることを確認しました。

そして、私が■■君に対し「昼食を持っている?」と尋ねると、■■君は「弁当を持ってきたが、弁当の入っているかばんが1年2組の教室にある」と言つたので、私は「■■君のかばんを教室から持ってくる」と言い、また「トイレは大丈夫か」と声をかけると、■■君は「その必要はない」と応えました。そして、私は、「弁当を食べて適当に休憩したら、振り返りシートに基づいて反省文を書くように」と指示し、小会議室を退出しました。

私は、1年次職員室で芝田教諭に対し1年2組の教室の■■君のかばんの中に弁当が入っているので、そのかばんをとって小会議室へ持つて行ってほしいと要請し、芝田教諭は■■君に弁当の入ったかばんを届けてくれました。

A君の方は、弁当を持って来ていなかつたので、生徒の昼の休憩時間が終わった後(午後1時20分過ぎ)に清水教諭が食堂へ連れて行って昼食を購入させ、同窓会室でそれを食べており、その後に反省文を書かせております。

12 私は、5時間目と6時間目に授業が入つていたので、昼の休憩時間中に、生徒指導主任である古井教諭に対して、■■君とA君とのトラブルについてごく簡単に報告し、■■君やA君は振り返りシートを書き終わつてるので午後に反省文を書く予定であること、私が午後授業が入つているので、その間は古井教諭の方で適宜■■君とA君の様子を見に行ってやってほしいことを伝えました。また、清水教諭にも、私は午後に授業が入つているので、適宜二人の様子を見てやってほしいことを伝えました。

13 6時間目終了後、体育館で生徒を集めて臨時学年集会が開かれたので、私は1年2組の担任としてその集会に立ち会いました。

そのとき、集会前に、古井教諭から、■■君の反省文の作成がなかなか進んでいないこと、古井教諭が■■君と話をしたとき、「今回ることは反省して変わっていけばよい」と指導したのに対し、■■君が「僕は変わらないですよ」と言っていたこと、A君は反省文を書き終わつたので帰宅させたことなどの報告を受けました。

14 臨時学年集会が終わり、1年2組の教室で帰りの終礼を行った後、午後4時頃、私は、小会議室へ行き、■■君に対し、「古井先生から聞いたけれども、「自分が変われるとは思わない」と言ったのか」と聞きました。■■君がこれを肯定したので、私は「自分が変わる変わらないは結果であり、変わら努力をしようとすることが必要だ」と指導したところ、■■君はそれについて何か考えるような素振りをしていました。そして、■■君が「まったく違う件なのですが、トイレに行ってもいいですか?」と言いだしたので、私が付き添ってトイレへ行きかけたのですが、そこへ三辻教諭が補導委員会へ出席するよう呼びに来たので、私は■■君を三辻教諭に任せて、午後4時からの補導委員会へ出席しました。

15 補導委員会では、■■君とA君に対する懲戒処分について協議がなされました。補導委員会に問題行動をした生徒が付議されるのは、本来は、当該問題行動をした生徒が反省文を作成し終わってからとなります。■■君はまだ反省文を書きあげていなかったのですが、反省文を書き上げたA君だけ補導委員会に付議し、■■君だけ後日に補導委員会に付議するというのではアンバランスでしたし、■■君についても早く補導委員会に付議して懲戒処分を実施して指導を施し、通常の学校生活に復帰させる方が有利であり妥当であること、また■■君とA君からの聴取結果は概ね一致していて事実関係は把握できていたことなどから、■■君についても補導委員会に付議されました。

そして、補導委員会では、古井教諭が議事進行をして、■■君とA君が授業中にビンタをしあうというトラブルを起こしたこと、そのトラブルの内容や原因などを説明し、それについて清水教諭や私が補足説明をして、両者をともに停学5日間とする懲戒処分案が決定されました。本校の内部的な生徒懲戒基準では、他の生徒に対する暴力事案については原則として停学3日間とすることとされていますが、本件の■■君とA君の事象は授業中にビンタしあって授業を妨害したという要素があることが加味されて停学5日間とするのが妥当とされたものでした。

そして、A君については、翌週5月18日(月)に校長が最終的に懲戒処分を決定して申渡しを行い、■■君については、反省文が提出されてから校長が懲戒処分を決定し、翌週火曜日に懲戒処分の決定及び申渡しを行うことになりました。

16 補導委員会は午後4時20分頃に終了しましたが、私はその後引き続き生徒指導部会に出席する必要があり、同部会に出席しない1年の学年主任の小野教諭と話をしたところ、小野教諭が小会議室の■■君の様子を見に行ってくれると申し出てくれましたので、お願いしました。

17 そして、生徒指導部会の途中でしたが、小野教諭から廊下に呼び出され、■■君が反

省文を書きだしたこと、■君が、自分の思いを文章にするのが苦手なために反省文がうまく書けないと言っていたこと、小野教諭から自分のやつたことを振り返って素直に書けばよく、短い反省文でもよいことを指導したことなどの報告を受けました。

また、古井教諭と、■君の反省文がまだ書きあがっていないけれども、下校時刻を過ぎているので、■君を帰宅させようということを話しました。

18 私は、A君の保護者に電話をかけ、A君がビンタしあうというトラブルを起こしたこと、月曜日に本校へ来校してほしいことなどを連絡しました。

19 その後、私が小会議室へ行ったところ、■君の反省文は2、3行書いたところで止まっていました。■君は三辻教諭に書いてもらったメモを見ていたのですが、私は、A君をビンタするなどしたことについて反省していることと、突発的に行動してしまうところを変えたいという■君の意思を確認し、「そのアドバイスどおりに書かなくてもいいぞ、時系列も前後してもいいし、漢字も分からなければひらがなで良いし、うまく書く必要はないんやで。自分の反省した気持ちと、変わったい気持ちを素直に書いたらいいねんで」と、気楽に自由に書くように助言しました。すると、■君は「分かりました」と言いつつ、「でも、少しほ（三辻教諭のメモ）参考にします」と言って、そのメモを参考にして反省文を書こうとしました。私は、■君を帰宅させようと思っていたのですが、■君のその様子から、もう少し反省文を書く時間を与えた方が良いと思い、「また後で来る」と言って小会議室を退室しました。

20 その後、午後5時40分頃、私は小会議室へ行き、■君の書いていた反省文の状況を確認したところ、まだ完成はしていませんでしたが、先ほどよりは書き進んでいて、あとは辞書などで漢字や言葉を確認するなどしながら書き上げられるというような印象を受けたので、土曜日・日曜日を使って自宅でその続きを書くことができると思い、「月曜までに家で書いてこれるか？」と聞くと、■君が「はい」と応えたため、帰宅させることにしました。

そして、既にA君の保護者へ連絡を入れていたように、本校では生徒に問題行動があったときは必ず保護者へ連絡することになっているので、私は■君にも「これから活動は、今日家に電話してお母さんに伝えます。お母さんにも後日学校に来てもらわないといけなくなるかもしれないから、先生からも伝えるけど、自分の口で今日学校であったことと、反省していることと、変わろうと思うことを伝えるんやで」と言いました。このとき、■君の表情が少し曇ったように見えたので、私は、どうしたのかと聞きましたが、■君は応えませんでした。そこで、私は、「■君がアカンかったと思うことを変わろうとして、成長したら、お母さんも協力してくれるから大丈夫や」などと言いました。すると、■君が「でも、それはきれいごとですよね、（お母さんにとて）迷

惑以外の何物でもないですよね」と言ったので、私は「それは違うぞ。これから■君が、変われるか変わられへんかじやなく、変わろうとしたらそれは成長やし、お母さんにとって迷惑じやなくなるよ。自信がなかったとしても、変わろうと考えられるだけで成長やから、まずそこを目指そう」と言ったところ、■君の表情は和らかになりました。

そして、私が「もう時間も時間やし、帰ろか?」と言うと、■君が「教室に体操服などを置いているので、取りに行ってもいいですか?」と言うので、私は「分かった、じや、一緒に教室まで行こか」と言って、二人で1年2組の教室に荷物を取りに行きました。教室へ一緒に行くことにしたのは、■君との信頼関係をより深めたかったためであり、他の生徒が教室付近に残っていて■君をからかうなどするようなことがないようにしようとも思ったためです。

そして、■君が荷物を取って教室を出るとき、私は「それじや、月曜日に反省文を書いて持つておいでや、この後の指示は家に電話でするから」と言い、「気をつけて帰りや」と声をかけた。それに対し■君は「さようなら」と言い、私も「さようなら」と返し、■君は下校していきました。

21 その後、私は、校外へ出る用事があり、午後6時過ぎに本校を出たのですが、■君に告知していたとおり、午後7時過ぎに(それは、■君から提出されていた家庭連絡票に、保護者への連絡時刻として、■君のお母様の仕事の休憩時間として指定されていた時刻です)、携帯電話に電話をかけましたが、電話に出られませんでした。そこで、■君の自宅にも電話をかけたのですが、それにも出られませんでした。そこで、家庭連絡表に自宅への連絡は21時以降にすることの指定があったので、午後9時以降にあらためて自宅に電話をかけることにしていました。

22 そうしたところ、学校から私の携帯電話に着信があり、午後7時51分に学校に電話したところ、警察から、■君が踏切ではねられたと連絡があった旨を聞きましたので、私は急いで本校へ戻り、警察と電話でいろいろとやりとりをしました。

■君の死亡については、あらためて哀悼の意を表しますが、それが仮に自死であるとしても、■君の起こしたトラブルは一般に高校生にしばしば起きうるトラブルであること、■君に対して行った事情聴取や指導はごく通常のものであること、■君の下校時刻が午後6時前頃と多少遅くなつたものの、それは■君がなかなか反省文が書けなかつたことによるもので、やむをえなかつたものであること、事情聴取や指導時の■君の様子も格別に変わつたところはなく、下校時の様子もごくふつうであったことなどから、およそ自死をするなどと予期できるようなものではなかつたものです。

以上のとおり陳述いたします。

以上

## 陳述書

平成30年4月5日

大阪地方裁判所

第25民事部 合議2係 御中

大阪府立住吉東総合高等学校

教諭 清水耕介

1 私は、平成20年4月1日に大阪府公立高校教員として任用され、大阪府立泉鳥取高校教諭として勤務を始めた後、平成26年4月1日から大阪府立東住吉総合高校で勤務しており、本件の起きた平成27年度には、校務分掌として1年1組の担任、1年生の生徒指導を担当していました。平成27年度の本校の生徒指導主事は古井成知教諭で、1年生の生徒指導担当は、私のほか、太田憲央教諭、三辻亮平教諭であり、1年生の学年主任は小野恵智子教諭でした。

2 本件当日の平成27年5月15日（金）ですが、私は、1時間目に体育の授業を行い、2時間目には授業が入っておらず、1年次職員室におりました。

2時間目が始まって間もなくの午前10時頃に、松井和也教諭（1年3組担任）が職員室へ男子生徒A君（以下「A君」といいます）を連れてきて、1年2組の授業中に教室でA君が■■■君とけんかをしてつかみあいをしていたので対応してほしいと依頼されました。■■■君の方はまだ教室にいるということで、1年次職員室にいた芝田崇弘教諭が松井教諭と一緒に教室の方へ行きました。

私は、A君を引き継いで、1年次職員室の近くにある同窓会室（生徒指導事案が生じたとき生徒などから事情聴取をしたり指導をしたりするのによく使用する部屋です）へ連れて行き、事情を聞きました。そうすると、A君は、「自分は何もしていないのに、突然、■■■君が、何も言わずに、後ろから頭部を軽くたたいてきた。無視していたら、■■■君に襟をつかまれ後方へ引っ張られた。これも無視して、女子生徒Bと話を始めると、■■■君がさらに再度、襟をつかんで後方に引っ張るので、■■■君の方を振り向いたら、突然顎をビンタされた。その後、■■■君が笑っていたので、頭に来てビンタし返して胸倉をつかみ、廊下へ出て話をしようとした。殴られた理由がわからず、■■■君が笑っていたので余計に腹を立ててしまい、悪いこととはわかっていたが手を出してしまった。何か言ってくれ

ればまだ話ができたのに、我慢できなかつた」ということを言っておりました。私は、■君というの授業担当などをしておらず、よく知らない生徒でしたが、生徒指導上特に課題があるとは聞いていなかつた一方、A君は生徒指導上課題のある生徒として中学校から引き継ぎを受けていた生徒なので、■君の方が先にA君の襟を引っ張つたりビンタしたりしたというのがすぐには信じられず、A君に対し、「嘘はついていないのか。嘘をついても後で問題が大きくなるだけだぞ」と言ったのですが、A君は「嘘は言っていない」と言っておりましたので、私は、■君の方へ行って確認してからまた話をするが、仮にいきなり手を出されても殴り返すのはだめだ。入学時からのいい意味での緊張感がなくなり授業中に喧嘩が起きているので、もう一度入学時の気持ちを思い出しなさい」と指導して、A君を残して、同窓会室を出ました。

3 A君から事情聴取をしたのは10分間くらいだったと思いますが、同窓会室を出ると、1年次職員室の前に芝田教諭と■君が立って話をしていました。芝田教諭は、生徒指導担当で1年2組担任の太田教諭が来るのを待っていると言っていました。私は、■君を早く部屋に入れた方がよいと思い、■君を小会議室（ここも1年次職員室の隣にあり、生徒指導事案が起きたときに生徒から事情聴取等をする部屋として利用しています）へ入れようとしたのですが、小会議室の部屋の鍵が閉まっていたので、事務室へ鍵を取りに行きましたが、鍵がなかつたため事務室を出ると、ちょうど太田教諭に出会ったので、A君から既に聞いた上記内容を簡単に告げながら、一緒に小会議室へ行き、■君を小会議室へ入れて、事情聴取を始めました（鍵は芝田教諭が取つてくれていました）。

事情聴取は、最初は芝田教諭が同席していましたが、途中から、同窓会室でA君から事情聴取を七  
→ てきた太田教諭が芝田教諭に代わり、太田教諭と一緒に■君と事情聴取を行うようになりました。

事情聴取の結果、■君は、「最初、何も言わずに、後ろからA君の頭部を右手で軽くたたいたが、無視されたので、左手でA君の襟をつかんで左斜め後方に引っ張り、座席に座らせようとした。しかし、A君はこれを無視して、隣の女子生徒Bと話を始めたので、再度、A君の襟をつかんで左斜め後方に引っ張り、座席に座らせようとした。そして、そのときにA君が■君のほうへ振り向いたので、何も言わずに、右手でA君の左頬を強くビンタをした。A君は呆然としていたが、■君がA君が何か滑稽に見えてにやにや笑ったときに、A君も清将君の左頬を右手の平でビンタをし、立ち上がって■君の胸元をつかみ、■君が椅子からずり落ちた」などと言っておりました。

■君もA君も、■君の方から先に手を出したことで、話が一致したので、私は■君に対し、その理由を聞きました。すると、■君は、「じゃれあつていた延長で手を出した」と言っておりました。しかし、■君に、じゃれあつていたという状況の説明を求めて、「じゃれあつていた」というだけで具体的な説明はありませんでした。私は、上記でも述べたとおり、■君は生徒指導上課

題がある生徒とは把握されていなかった一方で、A君の方は生徒指導上課題を抱える生徒と聞いていた状況だったので、A君が先に■君にちょっかいをかけたり嫌がらせをしたりして、そのためには■君がA君にピンタするなどしたのではないか、そしていじめ事象によくあるように■君の方はそのことを言い出しがたい状況にあるのではないかと思いつながら、■君に対して、先に手を出した理由を聞いたのですが、■君は「じゃれあって延長で手を出しました」という発言を繰り返しました。

私は、話題を変えて、■君に対し、「A君をどのように殴ったのか」と聞いたのですが、■君は、突然、「じゃあ失礼します」と言って勢いよく手を振り上げ、私を殴りかける（ピンタしかける）ような素振りをしたのです。私は、驚いてとっさに顔をよけたような状況であり、「何を考へてるのか、俺にしたらダメだろう、それは俺にやろうとしているのか」と言ったのですが、■君は「ぎりぎりで止めたらしい」と思ったので「すみません」などと言いました。私は、■君に対し、きちんと立つように言ったところ、■君のボタンが上から3つほど外れていたのでとめるように言うと、清将君は「さっきつかまれてボタンがないです」と言いました。そして、私は、■君に対し、横を向かせてどれぐらいの強さでピンタしたか、実演させました。

私は、■君のボタンが3つもとれていたことから、やっぱりA君にやられたんだなと思い、■君を席に座らせて、再度、A君に手を出した理由を聞いたのですが、■君は「さっきまであちらに話を聞いていたのですよね？それならお察しの通りです」と言うので、私は、「事情は説明しないといけない。なぜなら、一つは、自分にも手を出した事情、言い分があるはずなのに、説明がないと自分が悪いことになる。相手が悪いかもしれないのに相手の言い分だけで自分から説明しないと相手の都合よく終わってしまうからだ。もう一つは、どういう理由にせよ手を出したなら悪いことなので、それについての反省は説明することが初めの一歩になるからだ」と言って指導しました。■君は「そうですね」と言い、少し■君の様子が柔らかくなった印象を受けたので、再度、■君の方から先に手を出した理由を聞いたのですが、■君は、「じゃれあってて手を出した」ということを繰り返しました。

私が■君に対し、A君をピンタしたのは後ろからか前からかと聞くと、■君は「A君が振り向いたとき」にピンタしたと言いました。また、私が、A君と普段からじゃれあうような仲なのかと聞くと、■君は、「男子生徒Aとは、5月の校外学習のときに話をしたか、今日初めて話をしたかという状況です」と言い、じゃれあうような関係にないことを言い、おかしな話だと思うばかりで、なぜ■君の方から先に手を出したのかの理由がわかりませんでした。

このように、■君から繰り返し説明を求めて、理解できる答えが出てこないので、私は小会議室を出て、同窓会室へ行きました。

4 同窓会室で、私と太田教諭はA君に対し、[REDACTED]君との普段からの関係を聞きましたが、A君も「今日殴られたあとに初めてしゃべった」と言っており、[REDACTED]君とA君との接触がこれまでに全く無かつたことを述べていました。

そして、私がA君に対し、「先に[REDACTED]君が殴ってきたというが、どうして殴られたと思うか」と聞きましたが、A君は「分からぬ。むしろこっちが教えてほしい」などと言っており、「A君の方から何か仕掛けたということではないのか」と聞くと、A君はきっぱりとそれを否定しました。

5 私と太田教諭は再び小会議室へ行き、[REDACTED]君に対し、A君の普段の様子を聞きましたが、[REDACTED]君は「にぎやかな奴だと思う」と言いました。そして、相変わらず、[REDACTED]君は、A君に手を出した理由について、「じやれあつていた中で手を出した」ということを言っていました。

6 私と太田教諭は、同窓会室と小会議室を3、4回行ったり来たりして、A君と[REDACTED]君にいろいろ質問しながら[REDACTED]君がA君に手を出した理由を把握しようとしたのですが、[REDACTED]君は「じやれあつていた中で手を出した」と言い、A君は「突然手を出された」と言い、把握ができませんでした。

7 私は、行き詰まり感を感じながら、[REDACTED]君に対し、出身中学校はどこか、中学のときにはどんな部活動をやっていたのかなどということを聞きました。

これに対し、[REDACTED]君は、大阪市立真住（ますみ）中学校の出身であるということを応えたのですが、そのとき、私は、その年度（平成27年度）の本校の入学者の出身中学校を学校訪問していた中で、真住中学校の教員（[REDACTED]君の中學3年生のときの担任）が、「強すぎる正義感を持っていて、いわゆる不良グループの生徒とトラブルになることがよくあった生徒がいる」という話をされていたことを、ふと思い出しました。そのとき、その真住中学校の教員は、当該生徒については、中学校で十分指導したので、我慢できるようになってきていて、今はもう大丈夫で、そういうトラブルを起こすことはないと思うと言われていたので、本校では当該生徒を課題のある生徒として把握せず、その話もすっかり忘れていたのですが、[REDACTED]君から「真住中学校」という言葉が出たときに、上記のことを思い出し、ひょっとするとその強すぎる正義感を持つ生徒というのがこの[REDACTED]君なのではないかと思ったのです。そして、A君は中学時代に生活指導上問題があったとの情報を耳にしていましたので、[REDACTED]君がA君の何らかの振る舞いを嫌悪してビンタをするなどしたのではないかと思ったのです。

8 そこで、私は、太田教諭に「ちょっと」と言って、小会議室を出た後、太田教諭に対し、上記のこ

とを話しました。

そして、同窓会室へ移ってから、A君に対し、■■君からビンタなどをされる前の授業中の行動を確認したところ、A君は、右隣の女子生徒Bの方へ、席に座った状態で体を乗り出して、女子生徒Bの手を握っていたこと、女子生徒Bが別の女子生徒と課題の教え合いをしていて、「勉強しているから待って」と言っていたため、女子生徒Bの手を握ったまま黙って待っていたこと、女子生徒Bは以前に交際していた相手なので、自分が手を握っていても、特に嫌がっていたのではないことを話す。授業中に不適切な行為をしていたことを認めました。これに対し、私と太田教諭はA君に対し、授業中に女子生徒の手を握るなどするというのは、相手の女子生徒が嫌がるかどうかにかかわらず、不謹慎な行為であり、許されないこと、そのようなことのために■■君からビンタされた面もあるのではないかということ、■■君がA君をビンタしたこと自体は決して許されることではないが、A君の方も自分の態度をしっかり反省すべきであるし、ビンタを仕返すなどということも決してしてはならないことであることなどを指導しました。

9 そこで、私と太田教諭は小会議室へ行き、■■君に対し、A君に対して授業中に腹が立つことがあったのかと聞いたところ、■■君は「腹が立ったことはない」と言いましたが、「ただ、ダメだろうと思うことがあった」と言いました。そこで、それは何なのかと聞くと、■■君は、A君が「授業中にしゃべってうるさくしていること」「授業中に立ち歩いていること」「授業中に女子の手や足を触っていること」の3点をあげ、「こういうことを授業中にしていて、ダメだろうと思った」と言いました。

そして、私が、それがA君にビンタするなどした原因かと聞くと、■■君は「それが理由になります」と言い、「中学の時から素行の悪い生徒とこういうことが何度かあった。またしてしまった」ということを言っていました。

10 その後、■■君は、「A君をビンタする前に、A君が自分の方へ振り向いたときに、何か言われた」と言い、A君は、そのときに「何も言っていない」と言っていた、両者の話が食い違っていた点について、同窓会室と小会議室とを1、2回行き来し、2人から事情聴取しましたが、その点は平行線のまま、事実の把握ができませんでした。

11 私と太田教諭は、小会議室で、■■君に対し、「授業中にうるさくしている生徒に静かにするよう注意することは良いことだ」と■■君の姿勢自体は正しいことを認めながら、「しかし、そういう場合に、暴力で制止するべきではない。暴力で注意すると、せっかくの良いことが間違った正義感にな

ってしまう。だから、そういうときは、口頭で注意をしたり、担任や教科担当者に授業後に相談等したりして解決すべきである」と指導し、「先生も酔っ払いが自分に迷惑をかけてきても、自ら手は出さない、交番へ行って警察官に対応してもらうようにする、そういうことと同じことだ」という例え話をあげながら、「そういう学校にしていかないといけない。殴るのは絶対にあかんことや」と指導しました。これに対し、■■君は、「ありがとうございます」と言って、指導内容を理解したものと認められました。

12 こうして、■■君とA君とのトラブルの内容や原因などが把握できたので、私は、太田教諭が生徒指導室から持ってきた「振り返りシート」を清将君に渡し、それを作成するように指示しました。（このときの時刻は、3時間目が終わった頃だったのではないかと思われ、午前11時35分頃だったと思います。）

本校では（多くの府立高校でも同じだと思いますが）、生徒が問題行動を起こした場合は、生徒指導担当が事情聴取等をして事実関係等を把握した上で、当該問題行動をした生徒に「振り返りシート」を作成させるようにしています。振り返りシートは、甲第3号証のシートであり、質問項目に順に回答していく中で、生徒が自分のした行為、その行為の何が問題なのか、どういうところを反省すべきなのかなどが、整理されていくようになっています。そして、振り返りシートが完成すると、当該生徒に反省文を作成されるようにしています。反省文は、振り返りシートによって頭の中を整理させた上で、こんどは自分自身の言葉で、自分の行為や何が問題だったのかなどについて記載させ、自分で振り返らせるものです。反省文が完成すると、生徒指導担当が反省文を読んで、事情聴取によって把握された事実関係と齟齬がないか、何か新しい事実関係などが記載されていないかなどをチェックした上で、問題なければ、事情聴取が終了したものとして、補導委員会に付議し、当該生徒に対する懲戒処分や特別指導について検討することになっています。

太田教諭は、■■君に対し、教員に何か聞きたいことがあるときやトイレ等に行く際には、1年次職員室に声をかけるようにすることを指示しました。トイレに行くときに1年次職員室に声をかけるというのは、別室で指導中の生徒については、他の生徒がからかうなどして、心情を害されたり、反省の促進を妨げられたりすることもあるので、そういうことがないように、トイレ等に行くときにも教員が一緒に付いて行き、保護することとしていることによるものです。

なお、私は、A君に対しても、同様に振り返りシートを作成するよう指示しました。

13 その後、時刻ははっきりしないのですが（4時間目の終わり頃だったようにも思いますが、明確ではありません）、小会議室へ、清将君の様子を見に行きました。そのとき、■■君が「何をしたのか

という問い合わせて書き方がわからない」と言うので、私は、自分の言葉で自由に書いたらよいこと、文章がおかしいから怒られるというようなこともないから自分なりの言葉で書けばよいことを助言しました。これに対し、■■君は、「○○に関する○○的な行為」というような難しい表現（どう発言したのか、はっきりと覚えていないのですが）を口にしました。私は、難しい表現を使うなと思いながら、それでもそれが清将君の言葉なら、それでもよいので、それでもいいよと言うと、清将君は、振り返りシートを書きだしたので、私は小会議室を退出しました。

14 昼休みの時間中、太田教諭から、■■君は弁当を持って来ていてそれを食べるが、A君は弁当を持って来ていないので、昼休みが終われば、A君の昼食を食堂へ買いに行かせてほしいと要請され、また、■■君もA君も振り返りシートを書きあげたので、昼食後から反省文を書くことになると言わされました。

私は、太田教諭の上記の要請を受けて、昼休みが終わってから、A君を連れて食堂へ行き、昼食を購入させて、同窓会室でそれを食べるよう言いました。

また、私は、古井教諭から要請されて、古井教諭に対し事情聴取結果を詳細に伝え、また、■■君が古井教諭に対し、自分は学校にいなほうがいいのではないかとか、（古井教諭が自分を変えて改めていくように指導したのに対し）自分は変わらないと言つたりしていたということも聞きました。

16 その後、私は、6時間目に授業が入っていたので授業を行い、6時間目終了後に体育館で臨時学年集会が開かれたので、それに立ち会いました。

17 午後4時から補導委員会が行われ、私はそれに出席しました。補導委員会に付議されたのは、■■君とA君がビンタをしあうなどしたことに対する懲戒処分についてです。補導委員会は、それに付議される問題行動をした生徒が、振り返りシートと反省文を書きあげてから、付議されることになっているところ、本件では■■君はまだ反省文を書きあげていなかったのですが、反省文を書き上げたA君だけを補導委員会に付議し、■■君を後日に補導委員会に付議するというのもアンバランスであるし、■■君とA君の供述内容はほぼ一致していて、事実関係も把握されていることから、■■君についても補導委員会に付議し、早く懲戒処分が実施されるようにして通常の学校生活へ復帰させるようにするのが妥当だという観点から、■■君についても補導委員会に付議されたものです。

補導委員会では、古井教諭が議事進行して、そのトラブル内容などについて説明し、私からは、■■君はA君が女子生徒の手を触るなどしていたことについて注意するためにビンタという行為に出たこと、■■君は中学校時代にも素行に問題のある生徒に対し注意をするために暴力を振るったこと

があることなどを補足説明しました。そして、捕導委員会では、■君を停学5日間とすることが決定されました。本校の内部的な生徒懲戒基準では、生徒間の暴力事象については原則として停学3日間とすることとしていますが、本件については、授業中にビンタをしあって授業妨害をしていることから、このことを加味して停学5日間とされたものです。

そして、A君については、翌週月曜日（5月18日）に、校長が懲戒処分を決定して、A君の保護者同席のもとで申渡しを行うことになり、■君については、反省文が提出され次第、校長が懲戒処分を決定し、申渡しを行うことになりました。

18 その後も、太田教諭の方で■君に対し反省文の作成について指導や助言を行っており、自宅で書き上げて翌週月曜日には提出できそうだということで、■君が午後6時前に下校したということを聞きました。

19 私は午後7時頃に本校を退出したのですが、その後、住吉警察署から、■君が南海高野線の住吉東4号踏切で列車にはねられ死亡したという連絡が入ったということで、本校の教頭？の招集により、私など1年団の教員が本校へ集まり、情報収集などを行いました。

■君の死亡については、あらためてご冥福をお祈りする次第です。

■君の死亡については、自死ではないかとの話も出ておりましたが、仮に自死であったとしても、■君の起こしたトラブルは一般の高校生にはしばしば見られるようなトラブルにすぎないこと、■君に対して行った事情聴取や指導はごく通常どおりのものであったこと、事情聴取や指導の間、弁当も食べているし、トイレに行くことなども妨げていないこと、■君の下校が午後6時前で、やや遅い時刻ではあったものの、それは反省文がなかなか書けなかつたことによるものであり、反省文を早く書かせることで、早期に懲戒処分を実施し、通常の学校生活へ復帰することになるものであることから、やむをえなかつたものであること、事情聴取や指導を行っているときの■君の様子に特に変わったところはなかつたことなどからといって、私たちには到底予期できるようなものではありませんでした。

以上のとおり陳述いたします。

以上

## 陳 述 書

平成30年4月5日

大阪地方裁判所

第25民事部 合議2係 御中

大阪府立東住吉総合高校

教諭 古井成知

1 私は、平成15年4月1日に大阪府公立学校教員に任用されて教諭に補職され、大阪府立東住吉工業高校で勤務して以降、大阪府立城東工科高校での勤務を経て、平成25年4月1日から大阪府立東住吉総合高校に勤務しています。

本件の平成27年度には、私は、生徒指導全体を統括する生徒指導主事を分掌しており、各学年に生徒指導担当の教諭があり、1学年については、太田憲央教諭（1年2組担任、本件の[REDACTED]君や男子生徒A君のクラス担任）、清水耕介教諭、三辻亮平教諭が生徒指導担当となっていました。

2 [REDACTED]君と男子生徒A君のトラブルが生じた平成27年5月15日（金）は、私は、1時間目から4時間目までずっと授業が入っており、2時間目の後の休憩時間が3時間目の後の休憩時間がよく覚えておりませんが、また誰からかもよく覚えておりませんが [REDACTED]君とA君とが2時間目の授業中にけんかをしたということを聞きました。そして、4時間目が終わった後、午後0時35分頃、太田教諭から、[REDACTED]君とA君との事情聴取が終わり、細部の事実関係まで一致したこと、二人に振り返りシートを書かせたことなどを聞きました。

3 その後、午後0時40分頃、私は、同窓会室へ行き、A君から事情を聞きました。A君とは面識はありませんでした。A君とやりとりする中で、A君は、2時間目の英語の時間に隣席の女子生徒Bと話をするなどしていると、後ろの席にいた[REDACTED]君から頭をたたかれ、襟元をつかまれて後ろへ引っ張られたこと、それを無視して女子生徒Bと話していると、[REDACTED]君から再度、襟元をつかまれて後ろへ引っ張られたこと、そこで、振り返って[REDACTED]君の方を見たとき、[REDACTED]君が突然ほほをピンタしてきたこと、これに対し[REDACTED]君が笑っているように見えたので腹が立ち、[REDACTED]君に対しピンタを仕返したことや、[REDACTED]君からピンタされたときに我慢できずにピンタ仕返したことも反省していることなどを話

しました。

4 次に、午後0時45分ないし50分頃、私は、小会議室へ行き、■■君から事情を聞きました。■■

■■とは、授業担当ではないこともあり、面識がありませんでした。

私は、■■君から、A君の襟元とつかんで引っ張ったことやビンタしたことなどの経過を確認した後、「なぜA君に対しビンタしたのか」と聞くと、■■君は「うつとうしく感じた」と言い、私が「相手から嫌がらせなど受けたのか」と聞くと、■■君は「そういうことは全くない」と言ったため、私は「それならなぜ手を出したのか。学校というところは安心して安全に勉強できる場所でないといけない。暴力を振るうということはしてはいけないことだ」と指導しました。すると、■■君が「僕は学校にいよいよいいですね」と言ったため、私は「そうではない、ここで反省して将来のことを考えて変わっていけばよい」と指導しました。ところが、■■君が「僕は、変わらないですよ」「15年間生きてきた実体験から、変われないと思う」と言ったので、私は、「そう思っていたら僕らは指導出来ない」「100%変わらないって思っている生徒に何を言っても伝わらない、無駄になるだけだろ?」「少しでもいいから変わろうとする気持ちを持たないといけない」と諭し、「過去にもこのようなことはあったのか?」と聞くと、■■君が「ありました」と応えたので、私は「それなら、なおのこと今回で変わらないといけない、成長しないといけない」「変わるかどうかわからないが、変わろうとすることが大切だ」と指導しました。そうすると、■■君は「そのことは理解できる」と言っておりました。

私は、■■君と約20分くらい話をしたと思いますが、■■君に「きちんと昼食をとるように」と言ってから、小会議室を退出しました。

5 その後、私は、生徒指導室で清水教諭から事情聴取内容を再度聞いて、その集約・整理などをし、午後4時から補導委員会を開いて、■■君とA君の懲戒処分を決定することを決めました。そして、それについて、本校の武田校長の了解を得、補導委員会の構成員の教諭に、個々に直接口頭でそのことを通知しました。

6 その後、午後2時頃、私は小会議室へ行き、■■君の様子を見に行きました。

すると、■■君が机に伏せて寝ていたので、私は■■君に対し「寝てたらあかんやろ、早く反省文を書きなさい」と声をかけ、「自分のした行いを振り返ってきちんと反省し、自分を変えていかなければいけないし、変わるかどうかはわからないが、変わろうとしていくことが大切だ」と指導すると、■■君は「なんでそんなに僕に期待をするのか」「僕なら(このような生徒は)切り捨てますよ」と

否定的な発言をするので、私は「俺は生徒を切り捨てたりしない」(反省して変わって行けば良い)  
「しっかりと考えてほしい」と励まし、反省文を書くように促して、小会議室を退出しました。  
その後、同窓会室へ行き、A君の様子も見ましたが、A君は反省文を書き進めておりました。

7 その後、6時間目の途中、A君が1年次職員室へ反省文を書き終えたと告げ、1年次職員室から私のところへその旨の電話が入ったので、私は同窓会室へ行き、A君の反省文を確認した後、担任の太田教諭からA君の保護者へ連絡を入れること、保護者にも学校へ来てもらうことになること、自宅へまっすぐに帰り、保護者とよく話をすることを通知して、A君を下校させました。  
その後、私は、また生徒指導室へ戻り、補導委員会の資料作成などをしました。

8 6時間目終了後、臨時の学年集会が行われ、その集会前に私は、太田教諭に対し、A君の反省文を書き上げたので下校させたこと、A君の保護者に連絡を入れてほしいこと、■君はなかなか反省文の作成が進んでおらず、私が「今回ることは反省して変わっていけばよい」というような話をしたのに対し、■君が「僕は変わらないですよ」などというので、「変わるかどうかはわからないが、変わろうと努力すればよい」という話をしたことを伝えました。

9 学年集会終了後、午後4時頃から補導委員会が行われました。私が生徒指導主事として議事進行役を務めました。

本校では、問題行動をした生徒に振り返りシートと反省文を書かせ、反省文が完成されて、教員がそれを読み、教員が事情聴取した内容と食い違いがないかどうか、教員の聞き取れていなかつた新しい事実が記載されていないかどうかなどを確認し、問題がないと判断されたときに、事情聴取終了となり、補導委員会へ付議することになっています。しかし、■君については、まだ反省文を完成していませんでした。しかし、反省文ができあがったA君だけを補導委員会に付議し、■君を後日別の補導委員会に付議するというのはアンバランスですし、■君とA君からの聴取結果はほぼ一致していて事実関係が把握されているので、■君についてもこのときの補導委員会に付議しておき、反省文ができあがり次第懲戒処分（停学処分）にして早く通常の学校生活へ復帰させたほうよいことから、■君についてもこのときの補導委員会に付議することにしたのです。

そして、私から■君とA君との問題行動（A君が隣席の女子生徒と話をしたり手を触ったりしていたことから、■君が注意のつもりで、頭をはたいたり襟元を後ろに引っ張って席に座らせようとしていて、A君が■君の方へ振り向いたときに、■君がA君のほほをピンタしたこと、これに対しA君が■君が笑っているように見えたので腹を立ててピンタ仕返し、胸元をつかんだこと）につ

いて説明し、清水教諭や太田教諭から補足説明もなされた上で、ふたりをともに停学5日間とする案を決定しました。本校の内部的な生徒懲戒基準では、生徒間の暴力事案は停学3日間とするのが原則ですが、今回は授業中の暴力であり授業妨害をした面も加味して停学5日間としたものであり、補導委員会から反対意見は全く出ませんでした。

そして、A君については、翌週月曜日（5月18日）に校長が懲戒決定をして、A君の保護者にも来校してもらい言い渡しをすること、■君については、翌週月曜日に反省文の提出をしてもらい、火曜日以降に保護者に来校してもらって言い渡しをすることなども決定しました。

補導委員会は午後4時20分頃に終了しました。

10 その後、小野教諭が清将君の様子を見に行ったり反省文の作成について指導を加えておりましたが、午後5時20分頃に、私は太田教諭と、午後5時を過ぎているので、そろそろ■君を下校させて、反省文は自宅で書かせるようにしよう、と話し合いました。太田教諭と■君の帰宅について話をした後、太田教諭が■君の元に戻ると■君が反省文を書き続けようとしたことから、20分くらい反省文を書かせ、あとは自宅で完成させることができそうだったので、下校させました。

そして、私は、太田教諭を待って、一緒に本校を退出しました。

11 その後、太田教諭から、「■君が踏切ではねられたとの連絡が、警察から学校にあった」との連絡があったので、私も直ちに学校へかけつけました。

■君の死亡については、あらためてご冥福をお祈り申し上げる次第であり、ご遺族の方々にもあらためてお悔やみを申し上げる次第です。

■君の死因の原因は明確にわからず、自死ではないかとの話も出ておりましたが、■君とA君とのトラブルは高校生には一般的に起こりうるトラブルですし、本校の事情聴取方法や指導方法もごく通常のやり方をとっていたものです。■君がA君の授業態度を注意しようとしたことは評価されることではありますが、ビンタをして制止しようとするのは問題がありますので、そのことをきちんと口頭で指摘し、指導して、理解してもらおうとするのも、通常のことです。その指導の中では、誰も■君を怒鳴りつけるなどの言動は取ってはいません。■君を学校に留めていた時間が多少長くなっていますが、これは、■君がなかなか反省文が書けず、また、私を含め複数の教員が指導をすると本人が反省文を書こうとする姿勢も見せていました結果として、多少長くなってしまったものであり、そのことに問題があるとも思えません。そして、下校時にはごくふつうに太田教諭と教室へ荷物を取りに行ったり、挨拶をかわしたりしていたということで、特に落ち込んでいたなどというような

状態ではなかつたということです。このようなことからすれば、■君が仮に自死に及んだものであるとしても、教員としてはそのようなことは全く予期もできなかつたことだというほかないものですので、この点のご理解をいただければと思います。

以上のとおり陳述します。

以上

## 陳述書

平成30年4月5日

大阪地方裁判所

第25民事部 合議2係 御中

大阪府立東住吉総合高校

教諭 小野恵智子



1 私は、昭和59年4月1日に大阪府公立学校教員として任用され、同日から大阪府立富田林高校教諭として勤務し、その後大阪府立金剛高校での勤務を経て、平成26年4月1日から大阪府立東住吉総合高校教諭を務めています。

本件が起きた平成27年度は、私は、1年団の学年主任をしておりました。

2 本件の日高 [ ] 君と男子生徒A君（以下「[ ] 君」「A君」といいます）のトラブルが生じた平成27年5月15日（金）は、私は、3時間目及び4時間目に家庭科の被服製作実習の授業が入っており、2時間目は家庭科教室でその準備をしていたこと、昼休みの時間には実習の片づけや次回の実習の打ち合わせなどをしていたこと、5時間目には授業が入っていたことから、[ ] 君やA君らに対する事情聴取等には関与しておらず、昼休みの時間に1年次職員室に立ち寄ったときに1年生に暴力事件が起きたということを簡単に聞き、6時間目の生徒指導室当番のときに、生徒指導主事の古井成知教諭から、その暴力事件というのが、[ ] 君がA君の授業中の態度に反発を感じ、授業中にA君を引っ張ったりビンタしたりし、これに対してA君がビンタの仕返しをしたというものであることや、[ ] 君の反省文の作成がなかなか進んでいないことを聞きました。

3 6時間目終了後、体育館で臨時学年集会が開かれ、私もそれに立ち会い、臨時学年集会終了後の午後4時頃、補導委員会が行われ、それに出席しました。

補導委員会では、[ ] 君とA君を懲戒処分するかどうかが議案であり、古井教諭から、問題行動の内容として、2時間目の授業中にA君が隣の席の女子生徒Bと話をしたり手を触つたりしていたときに、A君の後ろの席に座っていた[ ] 君がA君の頭を軽くたたき、その後

A君の襟元をつかんで引っ張り席に戻した、しかしA君がそれを無視してBと話をするなどしていると、■君がA君の襟元をつかんでもう一度引っ張って席に戻した、そしてA君が振り返って■君の方を見たとき、■君がA君のほうをビンタした、これに対しA君は■君が笑っているように見えたので腹が立ち、■君に対しビンタを仕返し、胸元をつかんだということが説明されました。

次いで、清水耕介教諭（1年の生徒指導担当）から、■君は、A君が授業中に女子生徒Bと話をしたり手を触ったりしていたことから、そのようなことは授業中にする行為でないと思い、注意するためにビンタに及んだものであること、中学時代にも素行の悪い生徒に対し同じようなことを起こしていること、■君に対する事情聴取中にビンタの様子を聞くと、清水教諭に対して実演するかのような行為をしたことなどが補足説明されました。

また、太田憲央教諭（1年の生徒指導担当、■君らの担任）から、二人の普段の学校生活について、■君については特に問題行動はなかったこと、他方A君については生徒指導上の課題を抱えていることなどについて補足説明がなされました。

そして、古井教諭から、本校の内部的な生徒懲戒基準では、生徒間の暴力事案は停学3日間とすることになっているけれども、■君とA君との事案は、授業中に互いに暴力を振るい、授業を妨害したという点を加味する必要があり、停学5日間とするのが妥当だとする提案があり、誰からも異論は出ず、清将君とA君それぞれを停学5日間とする懲戒処分案が決定されました。

そして、A君については、翌週月曜日（5月18日）に校長が最終的な懲戒処分の決定を行い、保護者に来校してもらってその言い渡しをすること、■君については、まだ反省文が書き上がってないので、翌週月曜日に提出され次第、校長が最終的な懲戒処分の決定を行い、火曜日以降に保護者の来校を求めて言い渡しをすることになることが通知されました。

本校では、生徒指導事案が発生した場合、教員が事情聴取をして事実関係等を把握した後、問題行動をした生徒に、まず振り返りシートを作成させ、振り返りシートが完成すれば反省文を書かせることになっています。振り返りシートは、質問形式になっていて、質問に順に応えていく中で、当該生徒が何をしたのか、それにどういう問題があるのか、何を反省しなければならないのか等を整理・理解できるようになっており、そのような整理等をした上で、こんどは反省文に、自分の自由な言葉や構成で、自分のしたことや何が問題なのかを書かせることになっています。そして、生徒指導担当が反省文を読んで、事情聴取によって把握した内容と同じことが記載されているか、何か新しい事実等が記載されていないかをチェックした上で、問題がなければ補導委員会に付議し、懲戒処分や特別指導を決定することになつ

ています。■君の場合、補導委員会が行われた時点で、まだ反省文が書き上がっていなかったことでしたが、A君について補導委員会に付議しつつ、■君については後日の補導委員会に付議するというのは、アンバランスであり、■君についても早期に懲戒処分を決定・実施できるようにして通常の学校生活に戻させるようにすべきであろうということや、■君とA君からの事情聴取結果はほぼ一致していて、その点でも問題がないと思われたことなどから、■君についても補導委員会に付議されたものです。

4 補導委員会は午後4時20分頃に終わりましたが、太田教諭は引き続き生徒指導部会に出席しなければならないとのことでしたので、太田教諭の代わりに、私が小会議室で反省文を書いている■君の様子を見に行くことを申し出て、太田教諭からお願いされましたので、小会議室へ行きました。

私は、■君の授業を担当しておらず、初対面でした。

私は■君に対し、最初に、食事をとったか、喉は乾いていないか、トイレに行かなくてよいのかを確認しました。これに対し、■君は、弁当を食べたこと、喉は乾いていないこと、トイレに行く必要もないことを応えました。

そして、私は■君に対し「A君に対し日頃から不満等がたまっていたのか」「A君をどうして叩いてしまったのか」を聞きました。私は補導委員会で、■君が、A君が授業中に隣席の女子生徒と話をしたり手をさわったりしていたことから、それに対して注意しようとしてA君を叩いたという説明は聞いておりましたが、それでも、■君がどうしてA君にビンタをするなどしたのかは、A君自身の口からも聞いておきたかったところですし、また、■君には停学処分による指導後にもコミュニケーション能力のためのカウンセリングなどをを行う必要があるようにも感じていたことからその点の参考になればとの思いもあって、そのことを聞いたのです。そのような私の質問に対し、■君は、「A君に対し不満がたまっていたということはない」「A君を叩いたときは、むかついで、頭が真っ白になって、よく覚えていません」と言い、私が「これまでそのようなことはあったのか」と聞くと、■君は「はい、中学でもありました」と言っていました。

そのような話をしていると、突然、■君が「僕はもうきっと停学になって学校には戻れないかもしれませんね」と否定的なことを言ったので、私は「そんなことはないよ、今回の指導を受けたら戻れるよ」と言って、■君の発言を否定しました。

そうすると、■君が「自分の思いを文章にするのが苦手で、反省文がうまく書けません」と言ったので、私は、机に置かれていた反省文の書き方・項目のメモ（三辻教諭の作成した

もの)と一緒に見て、「じょうずに書かなくてもいいよ」と言いながら、「そこに記載された項目のうち書きにくいものがあるか」聞きました。これに対し、■君が「⑥番(やってしまったときの気持ち)と⑧番(これからどうしたらよいか)が書けません」と言うので、私が「君は、自分がやったことがいけないことだとは思っているの?」と聞くと、■君は「はい、それはわかります」と応えたので、私は「それなら、そう書けばいいんだよ」と言いました。また、私が「これから変わっていければいいなと思っているの?」と聞くと、■君は「はい、そう思います」と応えたので、私は「じゃあ、そのように書いたらいいんだよ」と言いました。

そして、私が「自分のやったことを振り返って素直に反省文を書けばよいのであり、反省文は長い文章じゃなくてもいいよ、原稿用紙2枚書けなくとも、1枚でもいいよ」などと話すと、■君は「はい、わかりました」と言って反省文を書き始めました。

私が「前に私がいると書きにくい?」と言うと、■君が「はい」と答えたので、私は「じゃあ、外に出るね」と言って小会議室を退出しました。その際、■君は「ありがとうございました」と言っていました。

私は、まだ太田教諭が生徒指導部会の途中でしたが、■君が反省文を書いていたことを伝えるために、太田教諭を廊下へ呼び出して、■君の様子や、■君とのやりとりを伝えました。

5 その後、太田教諭が■君に対し反省文の作成について指導を行っており、自宅で完成させられる状況になったということで、■君を下校させました。

6 その後、私は、午後6時半過ぎに本校を退出しましたが、住吉警察署から、■君が南海高野線の踏切で列車にはねられて死亡したとの連絡が入ったということで、そのことを翌朝の校長からの連絡で知り、急いで本校へ出頭しました。

7 ■君の死亡については、自死ではないかとの話も出ましたが、私が本件当日の午後4時半頃から■君と話をしていた印象としては、およそ自死をするような状況ではありませんでした。

以上のとおり陳述します。

以上

## 陳 述 書

平成 30 年 4 月 5 日

大阪地方裁判所

第 25 民事部 合議 2 係 御中

大阪府立東住吉総合高校

非常勤講師 林 智子



- 1 私は、平成 27 年 4 月 1 日から大阪府立東住吉総合高校で、英語の非常勤講師をしております。
- 2 本件で問題になっている平成 27 年 5 月 15 日（金）の 2 時間目ですが、私は 1 年 2 組の教室で「基礎英語総復習」の授業をしておりました。

その時間には、最初、数名の生徒に、前の授業（5 月 12 日 4 時間目）のときに生徒への宿題についていた「プレッピングリッシュ」という問題集の問題の答えを黒板に書かせ、私は、生徒の机間を回ってプレッピングリッシュの解答状況や正しく記載できているかなどについてチェックしたり、生徒からの質問に答えたりしていました。

そして、そのチェックに時間がかかりそうだったので、私は生徒に対し 5 月 22 日に提出してもらう予定の中間テスト前の課題プリントを配布していたので、それを完成させるように指示しました。

そのときは、隣席の生徒と話し合いをしてよいことにしていましたので、教室では生徒が横を向ぐなどしてふつうに話をしておりました。中には、課題に関する話ではなく、私語をしていた生徒もいたのかもしれません、特に誰かが目立って私語をしているというようなことはありませんでしたし、立ち歩いている生徒もいませんでした。

私は、[REDACTED] 君と男子生徒 A 君がトラブルを生じたときには、その二人に背を向けるようにして机間を回っており、あとから、そのトラブル発生前に、男子生徒 A 君が隣席の女子生徒の手を触っていたということを聞きましたが、そのような細部の手の動きなどは全く見えておりませんでした。ただ、私が机間を回っている背後で、A 君が騒いでいるとか立ち歩いているとかといった状況はありませんでした。（なお、A 君は、他の授業中の態度に多少問題があったように聞いており、私の担当する授業でも、たまに私語をしたり立ち歩いたりすることがありました、注意を与えると素直に指導に従っていました。）

そうして私が机間巡回をしていると、背後で突然大きな音がして女子生徒などがワーと声を上げた

ため、振り向くと、A君が清将君の上方から腕を伸ばして胸ぐらをつかみ、A君が床におしりをつく  
ような状態になっていたので、あわてて二人にやめるように制止し、A君のそばに立ちました。すぐ  
に隣の教室で授業をしていた松井和也教諭が来てくれて二人の間に入ってきたこともあって、  
それ以上に二人がもめ続けるというような状態はありませんでした。

そして、松井教諭がA君を連れて教室から出て行き、私は、他の生徒に気持ちを落ち着けて授業に  
取り組むように促して、机やいすの状態を直すなどしました。■君は黙って机を元の位置に直し、  
座席に座りましたが、ボタンが無いことに気付いたので、一緒にあたりを探しました。そうしている  
うちに、松井教諭と芝田教諭が教室へやってきて、■君も教室から連れて行かれました。

その後、私は、二人の周囲の生徒に何があったのか聞いたのですが、生徒らも、何が起こったのか  
分からなかったと言っておりました。その後、教室は落ち着きを取り戻しましたので、ふつうに授業  
を続けました。

私は、3時間目と4時間目も授業が入っていたので授業を行い、4時間目終了後に1年次職員室へ  
行って、松井教諭に上記のA君と■君のトラブルについて何かすることができるか尋ねましたが、「今、  
生徒指導担当の先生が事情確認などをしているところなので、何かあれば林先生に連絡があると思  
います」と言われたので、1階の職員室に戻り、朝川裕之教頭に、2時間目に起きた上記のことを口頭  
で報告しました。そのとき朝川教頭から「詳しく事情を聞きたいが、時間があるか」と聞かれました  
が、すぐに済むのであれば話ができると言ったところ、朝川教頭は「ある程度時間がかかると思うの  
で、今日はもう結構です。何かあれば電話連絡させてもらいます。月曜日にお聞きしますからよろし  
くお願いします」と言われ、その後、東住吉総合高校を退出しました。

翌週月曜日（5月18日）に再び東住吉総合高校での授業があったことから、1時間目に出勤した  
ところ、私は、朝川教頭から、15日に私が口頭で説明した上記の内容を文書にしてほしいと要請を  
受け、乙17号証の文書を作成して、朝川教頭へ提出しました。

以上のとおりご報告いたします。

以 上